

中高一貫教育について

1. 中高一貫教育

中高一貫教育校の特色

中学校と高等学校の6年間を接続し、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的として平成11年度から導入

- ①安定した環境の中で、6年間の学校生活を送ることができる。
- ②6年間の計画的・継続的な教育課程を展開することができる。
- ③6年間にわたり生徒を把握することができ、個性の伸長や優れた才能を発見できる。
- ④学年の異なる生徒同士が共通の活動を通し社会性や豊かな人間性を育成できる。

中高一貫教育校の種類

◇中等教育学校

一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行うもの。

◇併設型

高校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高校を接続するもの。

◇連携型

市町村立中学校と都道府県立高校など、異なる設置者間でも実施可能な形態であり、中学校と高校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで中高一貫教育を実施するもの。

2. 中高一貫教育の種類

中等教育学校

(一つの学校)

後期課程

前期課程

↑ (入学者の決定)

小学校

併設型

(同一の設置者)

高等学校

↑ (無選抜)

中学校

↑ (入学者の決定)

小学校

連携型

(異なる設置者でも可)

高等学校

↑ (※簡便な入学者選抜)

中学校

↑ (就学指定)

小学校

既存の学校

高等学校

↑ (入学者選抜)

中学校

↑ (就学指定)

小学校

※調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる

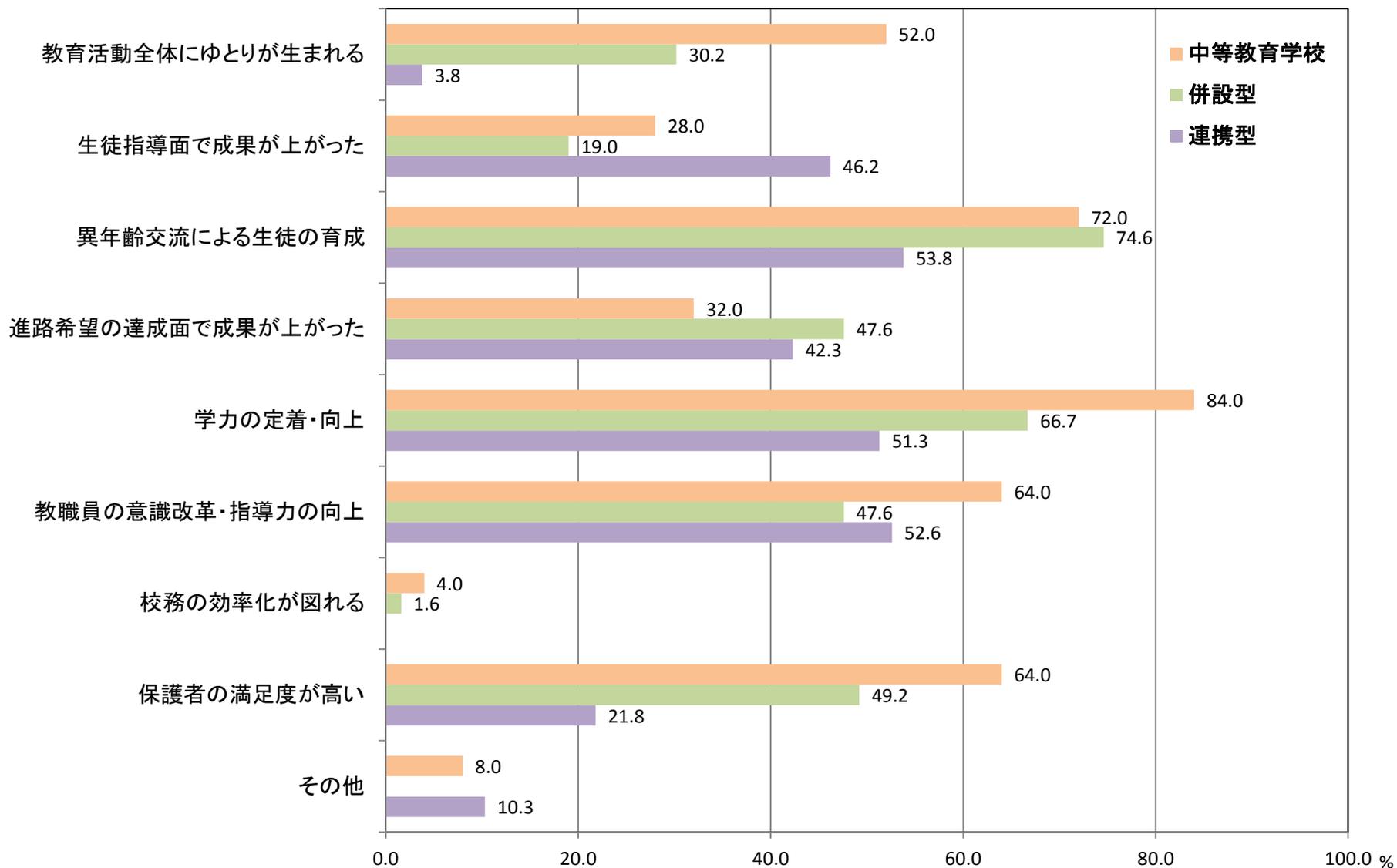
3. 中高一貫教育校の設置状況

設置形態		国・公立(中国地方)					参考(全国)		
		島根県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県	国立	公立	私立
中等教育型	H21	0	0	0	0	1	4	25	13
	H28	0	0	1	1	1	4	31	17
併設型	H21	0	0	3	3	1	1	63	183
	H28	0	0	4	3	1	1	85	371
連携型	H21	2	0	1	3	2	0	80	2
	H28	2	0	1	5	1	0	83	3
計	H21	2	0	4	6	4	5	168	198
	H28	2	0	6	9	3	5	199	391

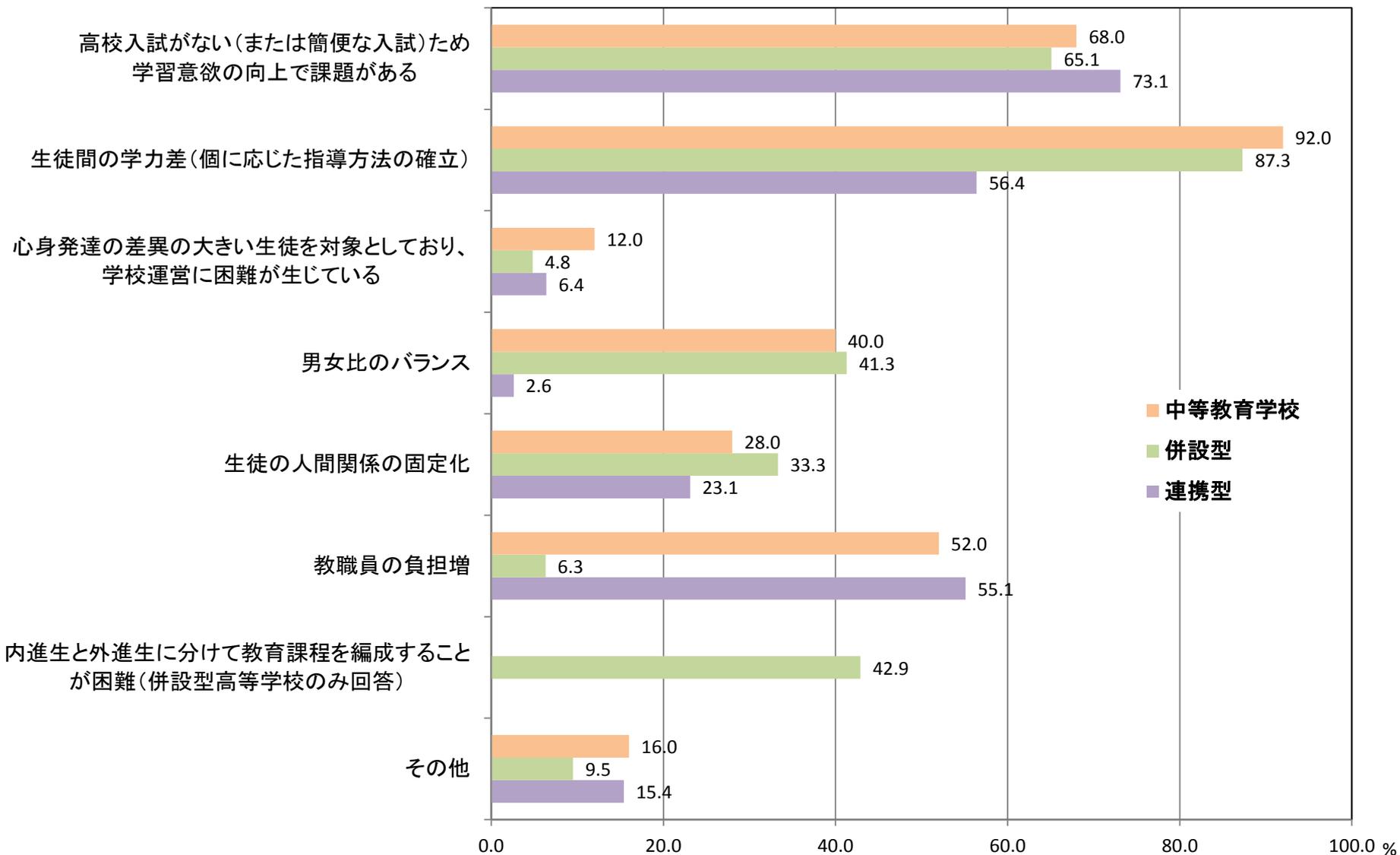
※国・公立で中等教育型、併設型の設置がないのは富山県、岐阜県、三重県、鳥取県、島根県の5県

学校基本調査(平成21、28年度)

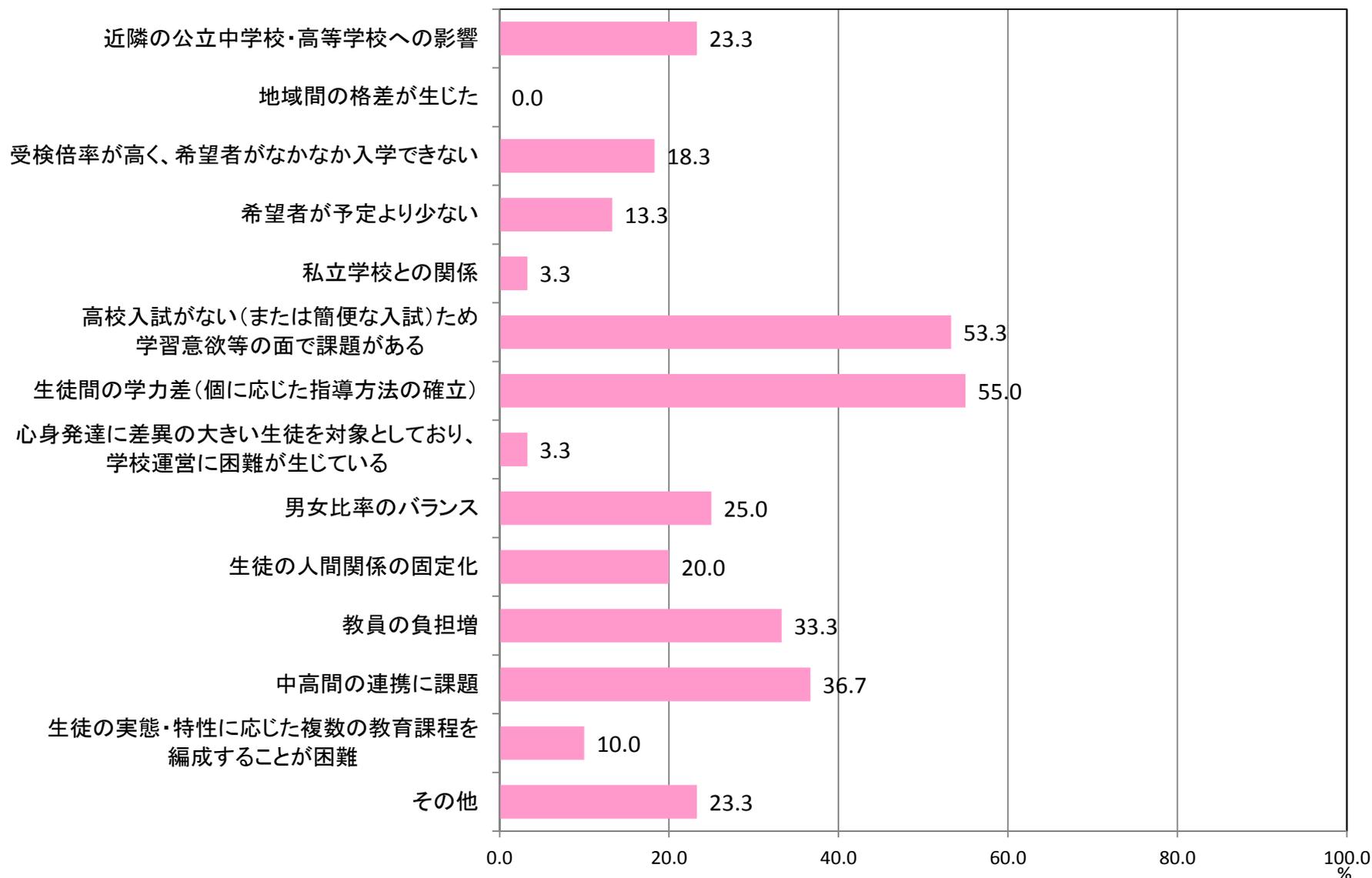
4. 中高一貫教育を導入したことによる成果(公立)



5. 中高一貫教育実施にあたっての課題(公立)



6. 中高一貫教育校を設置したことに伴う課題(教育委員会)

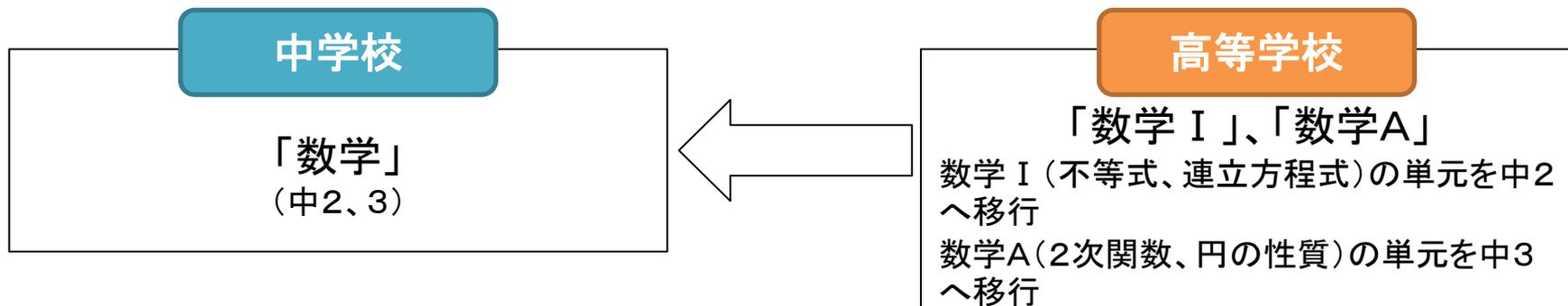


7. 中高一貫教育校における教育課程の基準の特例

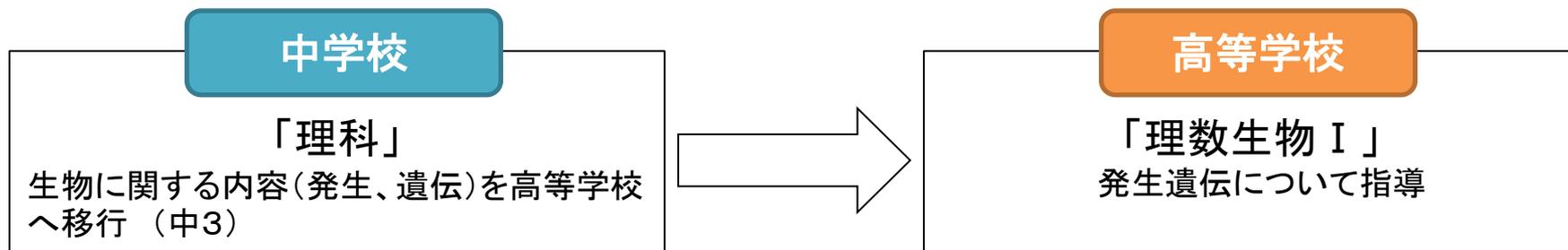
		一般の中学校・高等学校	中等教育学校・併設型	連携型
中学校段階	選択教科による必修教科の代替		必修教科の授業時数を、年間70単位時間の範囲内で減じ、当該必修教科の内容を代替することができる内容の選択教科の授業時数に充てることができる。	
	指導内容の移行		○中学校段階内における指導内容の移行 前期課程(中学校)における各教科の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部を他の学年へ移行することが可能。この場合、元の学年で再履修しないことが可能。	
①高等学校から中学校への指導内容の移行 後期課程(高等学校)の指導内容の一部を前期課程(中学校)へ移行することが可能。この場合、後期課程(高等学校)で再履修しないことが可能。				
②中学校から高等学校への指導内容の移行 前期課程(中学校)の指導内容の一部を後期課程(高等学校)へ移行することが可能。				
高等学校段階	③中学校と高等学校との指導内容の入れ替え 前期課程(中学校)と後期課程(高等学校)の指導内容の一部を相互に入れ替えが可能。			
	普通科における単位数	普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限 20単位まで	36単位まで	

8. 中高一貫教育校における教育課程上の特例の活用例

① 高等学校(後期課程)から中学校(前期課程)へ指導内容の一部を移行



② 中学校(前期課程)から高等学校(後期課程)へ指導内容の一部を移行



③ 中学校(前期課程)と高等学校(後期課程)の指導内容の一部を入れ替え

